

**令和７年度　介護サービス事業者実地指導提出資料**

**自主点検表　（介護予防）小規模多機能型居宅介護**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | |
| 事業所の名称 |  | |
| 事業所の所在地 |  | |
| 開設法人の名称 |  | |
| 開設法人の代表者名 |  | |
| 管理者名 |  | |
| 記入者の職・氏名 |  | |
| 連絡先 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅメール： | |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |

R7.4.1版

自主点検表記入要領

（１）記入日時点において、「記入欄及び点検のポイント」欄により点検内容を確認し、**「点検結果」欄のチェックボックス（）のあてはまるものにレ点（）を入れてください。また、記入項目がある場合には、必要事項を記入してください。**

（２）記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

自主点検における留意事項

（１）毎年定期的に実施し、項目ごとの基準を確認してください。

（２） 事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 条例 | 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第9号） |
| 予防条例 | 久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成25年3月26日条例第10号） |
| 規則 | 久喜市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成22年3月23日規則134号） |
| 平18-0331004 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号） |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13 年4 月6 日厚生省老健局長通知） |
| 平18厚告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |
| 平18-0331005 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号） |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生労働省告示第27号） |
| 令6-0315-2 | リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について  （令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号） |
| 令6老老0315 | 科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老老発0315第4号） |
| 令6老高0315 | 生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について（令和6年3月15日老高発0315第4号） |
| 令6老0315 | 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号） |

| 点検項目 | 記入欄及び点検のポイント | 点検結果 | 参考  【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に読み替えてください。 | | | |
| １　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第3条第1項  予防条例第3条  第1項 |
|  | ②　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第3条第2項  予防条例第3条  第2項 |
|  | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第3条第3項  予防条例第3条  第3項 |
|  | ④　指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる  　いない | 条例第3条第4項  予防条例第3条  第4項 |
|  | ⑤　法人の役員及び事業所の従業員が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。 | いる  　いない | 条例第3条第5項  予防条例第3条  第5項 |
| 第２　基本方針 | | | |
| １　基本方針 | ①　小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。 | いる  　いない | 条例第81条 |
|  | ②　介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとしていますか。 | いる  　いない | 予防条例第43条 |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の1 |
| 第３　人員に関する基準 | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「小規模多機能型居宅介護」を「介護予防小規模多機能型居宅介護」に読み替えてください。 | | | |
| （用語の定義） | ※　「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 　ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 |  | 平18-0331004  第2の2(1) |
|  | ※　「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |  | 平18-0331004  第2の2(2) |
|  | ※　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。  　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平18-0331004  第2の2(3) |
|  | ※　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平18-0331004  第2の2(4) |
| １　サテライト事業所の実施要件 | ①　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有するものとなっていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の2(1)①イ |
|  | ※　この場合、指定小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意してください。また、「３年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)①イ |
|  | ②　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。）を有する必要がありますが、ここでいう「支援機能を有する事業所」について、当該本体事業所は次のいずれかに該当していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業開始以降１年以上の本体事業所としての実績を有すること |  | | イ | 当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の１００分の７０を超えたことがあること |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の2(1)①ロ |
|  | ③　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ア | 本体事業所とサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること   |  |  | | --- | --- | | 本体事業所の名称 |  | | 本体事業所の住所 |  | | 移動に要する時間 |  | |  | | イ | １の本体事業所に係るサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の数は２箇所までとすること |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の2(1)①ハ |
|  | ※　本体事業所とサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいですが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)①ニ |
| ２　従業者の員数（小規模多機能型居宅介護従業者） | ①　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上としていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 夜間及び深夜の時間帯 | 時　　分　　～　　　　時　　分 | | | 夜間及び深夜の時間帯以外の時間 | | 時間 | | 常勤職員の１日当たりの勤務時間 | | 時間 | | いる  　いない | 条例第82条第1項  予防条例第44条  第1項 |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。なお、これ以外の小規模多機能型居宅介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②イ |
|  | ②　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる者を１以上としていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第1項  予防条例第44条  第1項 |
|  | ③　夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に当たる者を１以上としていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第1項  予防条例第44条  第1項 |
|  | ④　宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上としていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第1項  予防条例第44条  第1項 |
|  | ⑤　利用者の数は、前年度の平均値としていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第2項  予防条例第44条  第2項 |
|  | ※　「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。）の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとします。 |  | 平18-0331004  第2の2(5) |
|  | ※　新規に指定を受ける場合は、推定数によります。 |  | 条例第82条第2項  予防条例第44条  第2項 |
|  | ※　夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な小規模多機能型居宅介護従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を確保するものとします。 　例えば、通いサービスの利用定員を１５名とし、日中の勤務帯を午前６時から午後９時までの１５時間、常勤の職員の勤務時間を８時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者３人に対して１名の小規模多機能型居宅介護従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が１５名の場合、日中の常勤の小規模多機能型居宅介護従業者は５名となり、日中の１５時間の間に、８時間×５人＝延べ４０時間分のサービスが提供されていることが必要です。それに加え、日中については、常勤換算方法で１名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤１名＋宿直１名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要となります。 　具体的には、通いサービスに要する時間（延べ４０時間）、日中の訪問サービスに要する時間（８時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した指定小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。 　夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和４９年８月２０日社施第１６０号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。 　なお、日中であれば通いサービスを行うために３：１以上、訪問サービスを行うために１以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している小規模多機能型居宅介護従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ロ |
|  | ※　日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることできるような職員配置に努めるものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ハ |
|  | ⑥　小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第3項  予防条例第44条  第3項 |
|  | ⑦　小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。 | いる  　いない | 条例第82条第4項  予防条例第44条  第4項 |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならないこととされていますが、看護師又は准看護師は、常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ホ |
|  | ⑧　宿泊サービスの利用者が１人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤１名と宿直１名の計２名を最低でも配置していますか。 | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ヘ |
|  | ※　宿泊サービスとは、登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいいます。 |  | 条例第82条第5項  予防条例第44条  第5項 |
|  | ※　宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ヘ |
|  | ⑨　宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かない場合には、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第5項  予防条例第44条  第5項 |
|  | ⑩　指定小規模多機能型居宅介護事業所に次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が次に掲げる施設等の職務に従事する場合は、人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 指定認知症対応型共同生活介護事業所 | | イ | 指定地域密着型特定施設 | | ウ | 指定地域密着型介護老人福祉施設 | | エ | 指定介護老人福祉施設 | | オ | 介護老人保健施設 | | カ | 介護医療院 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第6項  予防条例第44条  第6項 |
|  | ⑪　指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に次に掲げる施設等のいずれかがある場合において、指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が次に掲げる施設等の職務に従事する場合は、人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | ⑩のア～カに掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所 | | イ | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | | ウ | 指定地域密着型通所介護事業所 | | エ | 指定認知症対応型通所介護事業所 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第6項  予防条例第44条  第6項 |
| ３　従業者の員数（介護支援専門員等） | ①　登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。   |  | | --- | | 専らその職務に従事する者でない場合の兼務状況 | |  | | いる  　いない | 条例第82条第10項  予防条例第44条  第10項 |
|  | ※　当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する施設等（２⑩）の職務に従事することができます。 |  | 条例第82条第10項  予防条例第44条  第10項 |
|  | ※　介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものです。また、非常勤でも差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)③ロ |
|  | ②　介護支援専門員は、次に掲げる事項に従事していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成 |  | | イ | 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行 |  | | ウ | 小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務 |  | | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の2(1)③ハ |
|  | ③　介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していますか。 | いる  　いない | 条例第82条第11項  予防条例第44条  第11項  平18-0331004  第3の四の2(1)③イ |
| ４　従業者の員数（小規模多機能型居宅介護従業者）【サテライト事業所】 | ①　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を１人以上とする場合には、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第7項  予防条例第44条  第7項 |
|  | ※　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所においては、訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で１以上ではなく、１名以上配置することで足りることとしています。なお、本体事業所とサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できるものです。また、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(1)②ニ |
|  | ②　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かない場合には、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇（訪問サービスの要請への対応）が適切に行われていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第8項  予防条例第44条  第8項  平18-0331004  第3の四の2(1)③ヘ |
|  | ③　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に、看護師又は准看護師を置かない場合には、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇（健康管理等）が適切に行われていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第9項  予防条例第44条  第9項  平18-0331004  第3の四の2(1)③ホ |
| ５　従業者の員数（介護支援専門員等）【サテライト事業所】 | サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する「研修修了者（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者）」を置く場合には、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して次に掲げる居宅サービス計画の作成等が適切に行われていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成 |  | | イ | 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行 |  | | いる  　いない  　該当なし | 条例第82条第12項  予防条例第44条  第12項  平18-0331004  第3の四の2(1)③ホ |
| ６　管理者 | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。   |  | | --- | | 専らその職務に従事する者でない場合の兼務状況 | |  | | いる  　いない | 条例第83条第1項  予防条例第45条  第1項 |
|  | ※　他の職務を兼ねる場合は、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときとします。   |  |  | | --- | --- | | ア | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 | | イ | 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。） | |  | 平18-0331004  第3の四の2(2)① |
|  | ②　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者としていますか。 | いる  　いない | 条例第83条第3項  予防条例第45条  第3項 |
|  | ③　管理者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。 | いる  　いない | 条例第83条第3項  予防条例第45条  第3項  平18-0331004  第3の四の2(2)② |
|  | ※　管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(2)② |
| ７　管理者【サテライト事業所】 | ①　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者を本体事業所の管理者をもって充てる場合には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第83条第2項  予防条例第45条  第2項 |
|  | ②　本体事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、当該事業所の管理者が保健師又は看護師であるときは、当該保健師又は看護師は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の2(2)③ |
| ８　代表者 | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、次に掲げるいずれかの経験を有する者としていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者 |  | | イ | 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 |  | | いる  　いない | 条例第84条第1項  予防条例第46条  第1項 |
|  | ※　特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。なお、経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(3)③ |
|  | ②　代表者は、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していますか。 | いる  　いない | 条例第84条第1項  予防条例第46条  第1項  平18-0331004  第3の四の2(3)② |
|  | ※　代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(3)② |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。したがって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が１つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の2(3)① |
| 第４　設備に関する基準 | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「小規模多機能型居宅介護」を「介護予防小規模多機能型居宅介護」に読み替えてください。 | | | |
| １　登録定員及び利用定員 | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下としていますか。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 人 | | いる  　いない | 条例第85条第1項  予防条例第47条  第1項 |
|  | ②　当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数の合計数としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第85条第1項  予防条例第47条  第1項 |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は１か所の指定小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(1)① |
|  | ③　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。）を定めていますか。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ア | 通いサービス  ・・・登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）まで   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | ２６人又は２７人 | １６人 | | ２８人 | １７人 | | ２９人 | １８人 | |  | | イ | 宿泊サービス  ・・・通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては６人）まで |  | | いる  　いない | 条例第85条第2項  予防条例第47条  第2項 |
|  | ※　利用定員については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において１日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、１日当たりの延べ人数ではないことに留意してください。なお、特に必要と認められる場合は、当該利用定員を超えるサービス提供も差し支えないこととされているので、指定小規模多機能型居宅介護が利用者の心身の状況に応じ、柔軟に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて提供されるものであることを踏まえ、適切なサービス提供を行ってください。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(1)② |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設している有料老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは可能です（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）が、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(1)③ |
| ２　設備及び備品等 | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる設備及び備品等を備えていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 居間 |  | | イ | 食堂 |  | | ウ | 台所 |  | | エ | 宿泊室 |  | | オ | 浴室 |  | | カ | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 |  | | キ | その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品 |  | | いる  　いない | 条例第86条第1項  予防条例第48条  第1項 |
|  | ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)①  (第3の二の二の2(3)参照) |
|  | ②　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。 | いる  　いない | 条例第86条  第2項第1号  予防条例第48条  第2項第1号 |
|  | ※　居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。また、その広さについても原則として利用者及び小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保するものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)②イ |
|  | ③　通いサービスの利用定員について１５人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人当たり３㎡以上）を確保していますか。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | 利用定員 |  | 面積 | 判定 | 居間及び食堂  の合計面積 | | ３㎡ | × | 人 | ＝ | ㎡ | ≧ or ＜ | ㎡ | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の3(2)②ロ |
|  | ④　１の宿泊室の定員は、１人としていますか。 | いる  　いない | 条例第86条  第2項第2号ア  予防条例第48条  第2項第2号ア |
|  | ※　利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとします。 |  | 条例第86条  第2項第2号ア  予防条例第48条  第2項第2号ア |
|  | ※　民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がありますが、壁やふすまのような建具まで要するということではありません。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)③イ |
|  | ⑤　１の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上となっていますか。 | いる  　いない | 条例第86条  第2項第2号イ  予防条例第48条  第2項第2号イ |
|  | ※　利用者が泊まるスペースは、基本的に１人当たり７．４３㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、６畳間であれば、基本的に１人を宿泊させることになります。ただし、利用者の希望等により、６畳間で一時的に２人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)③ロ |
|  | ※　他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)③ハ |
|  | ⑥　個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上としていますか。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | 宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数 |  | 面積 | 判定 | 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積 | | ７．４３㎡ | × | 人 | ＝ | ㎡ | ≧or＜ | ㎡ | | いる  　いない  　該当なし | 条例第86条  第2項第2号ウ  予防条例第48条  第2項第2号ウ |
|  | ※　その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。 |  | 条例第86条  第2項第2号ウ  予防条例第48条  第2項第2号ウ |
|  | ※　プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができます。 |  | 条例第86条  第2項第2号エ  予防条例第48条  第2項第2号エ |
|  | ⑦　設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとしていますか。 | いる  　いない | 条例第86条第3項  予防条例第48条  第3項 |
|  | ※　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでありません。 |  | 条例第86条第3項  予防条例第48条  第3項 |
|  | ※　指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものです。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が１５名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共通としても差し支えありません。また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められませんが、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えありません。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありませんが、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)④ |
|  | ⑧　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。 | いる  　いない | 条例第86条第4項  予防条例第48条  第4項 |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(2)⑤ |
| 第５　運営に関する基準 | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「小規模多機能型居宅介護」を「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」、「要介護」を「要支援」、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に読み替えてください。 | | | |
| １　内容及び手続きの説明及び同意 | 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 運営規程の概要 |  | | イ | 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制 |  | | ウ | 事故発生時の対応 |  | | エ | 苦情処理の体制 |  | | オ | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）  ※　実施していない場合は、実施の有無で「無」と記載する |  | | カ | その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第9条第1項準用)  予防条例第65条  (第11条第1項準用)  平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(2)①準用) |
|  | ※　利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定小規模多機能型居宅介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものです。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(2)①準用) |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第10条準用)  予防条例第65条  (第12条準用) |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(3)準用) |
| ３　サービス提　　供困難時の対　　応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (条例第11条準用)  予防条例第65条  (第13条準用) |
| ４　受給資格等の確認 | ①　指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第12条第1項準用)  予防条例第65条  (第14条第1項準用) |
|  | ②　①の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第12条第2項準用)  予防条例第65条  (第14条第2項準用) |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | ①　指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第13条第1項準用)  予防条例第65条  (第15条第1項準用) |
|  | ②　指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第13条第2項準用)  予防条例第65条  (第15条第2項準用) |
| ６　心身の状況等の把握 | 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目等の把握に努めていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の心身の状況 |  | | イ | 利用者の置かれている環境 |  | | ウ | 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況 |  | | いる  　いない | 条例第87条  予防条例第49条 |
| ７　居宅サービス事業者等との連携 | ①　指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第88条第1項  予防条例第50条  第1項 |
|  | ②　指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第88条第2項  予防条例第50条  第2項 |
|  | ③　指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第88条第3項  予防条例第50条  第3項 |
| ８　職務を証する書類の携行 | 小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに職務を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  　いない | 条例第89条  予防条例第51条 |
|  | ※　この証書等には、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称、当該訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(3) |
| ９　サービスの提供の記録 | ①　指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、次の項目を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護の提供日 |  | | イ | 指定小規模多機能型居宅介護の内容 |  | | ウ | 利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額 |  | | エ | その他必要な事項 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第20条第1項準用)  予防条例第65条  (第21条第1項準用)  平18-0331004  第3の四の3(24)  (第3の一の4(12)①準用) |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(24)  (第3の一の4(12)①準用) |
|  | ②　指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第20条第2項準用)  予防条例第65条  (第21条第2項準用) |
|  | ※　「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。 |  | 平18-0331004  第3の四の3(24)  (第3の一の4(12)②準用) |
| １０　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | いる  　いない | 条例第90条第1項  予防条例第52条  第1項 |
|  | ※　事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定小規模多機能型居宅介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定の適用により保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(4)①  (第3の一の4(13)①参照) |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる  　いない | 条例第90条第2項  予防条例第52条  第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定小規模多機能型居宅介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定小規模多機能型居宅介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者に、当該事業が指定小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 | | イ | 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 | | ウ | 指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。 | |  | 平18-0331004  第3の四の4(4)①  (第3の一の4の(13)②参照) |
|  | ③　上記①及び②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の額の支払を利用者から受けていませんか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 | | イ | 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 | | ウ | 食事の提供に要する費用 | | エ | 宿泊に要する費用 | | オ | おむつ代 | | カ | ア～オに掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの | | いる  　いない | 条例第90条第3項  予防条例第52条  第3項 |
|  | ④　指定小規模多機能型居宅介護の「その他の日常生活費」の具体的な範囲としては、次の費用としていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族の選択により利用されるものとして、事業者が提供するもの等が想定されます。） |  | | イ | 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできませんが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費）に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当します。） |  | | いる  　いない | 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号通知) |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(4)② |
|  | ⑤　③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる  　いない | 条例第90条第5項  予防条例第52条  第5項 |
|  | ※　当該同意については、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者等の署名を受けることにより行うものとします。 　この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるごとに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となりますが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。 　なお、日常生活費等に係るサービスについては、当該サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所又は施設の見やすい場所に掲示しなければならないことに留意してください。 |  | 「介護保険施設等における日常生活費等の受領について」(平成12年11月16日老振第75号・老健第122号通知) |
|  | ⑥　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる  　いない | 法第42条の2第9項  (第41条第8項準用)  法第54条の2第9項  (第41条第8項準用) |
|  | ⑦　⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定小規模多機能型居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | いる  　いない | 施行規則第65条の5  (第65条準用)  施行規則第85条の4  (第65条準用) |
|  | ⑧　居宅サービス計画に次に掲げる医療系サービスが位置付けられ、指定小規模多機能型居宅介護が医療系サービスと併せて利用された利用者の領収証には、「医療費控除の対象となる額」を記載していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | （介護予防）訪問看護（医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る（介護予防）訪問看護を含む） | | イ | （介護予防）訪問リハビリテーション | | ウ | （介護予防）居宅療養管理指導 | | エ | （介護予防）通所リハビリテーション | | オ | （介護予防）短期入所療養介護 | | カ | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。） | | キ | 看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。） | | いる  　いない  　該当なし | 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号事務連絡) |
|  | ※　医療系サービスと併せて利用した場合とは、１か月単位のケアプランに医療系サービスが位置付けられている場合をいい、具体的には、居宅介護支援事業者等から交付される「サービス利用票」に医療系サービスが記載されているかどうかで、医療費控除の対象となるかどうかを判断します。 |  | No.1127 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス等の対価(国税庁HP) |
| １１　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容 |  | | イ | 費用の額 |  | | ウ | その他必要と認められる事項 |  | | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第22条準用)  予防条例第65条  (第23条準用) |
| １２　指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる  　いない | 条例第91条第1項 |
| ②　自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。   |  | | --- | | 質の評価方法 | |  | | いる  　いない | 条例第91条第2項 |
| １３　指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | ①　利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。 | いる  　いない | 条例第92条第1号 |
|  | ※　制度上は週１回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものです。 　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(5)① |
|  | ②　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 | いる  　いない | 条例第92条第2号 |
|  | ③　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第92条第3号 |
|  | ④　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第92条第4号  平18-0331004  第3の四の4(5)② |
|  | ⑤　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | いる  　いない | 条例第92条第5号 |
|  | ※　身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について   |  |  | | --- | --- | | ア | 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る | | イ | 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る | | ウ | 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む | | エ | 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る | | オ | 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける | | カ | 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける | | キ | 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する | | ク | 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる | | ケ | 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る | | コ | 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる | | サ | 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する | |  | 「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月) |
|  | ⑥　身体的拘束等を行う場合には、次に掲げる事項を記録していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | その態様及び時間 |  | | イ | その際の利用者の心身の状況 |  | | ウ | 緊急やむを得ない理由 |  | | いる  　いない  　該当なし | 条例第92条第6号 |
|  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(5)③ |
|  | ⑦　身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | | 令和７年度開催日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | | 周知方法 | |  | | | | 身体的拘束等適正化委員会での検討事項 | | | | | | ア | 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること | | |  | | イ | 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること | | |  | | ウ | 身体的拘束等適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること | | |  | | エ | 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること | | |  | | オ | 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること | | |  | | カ | 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること | | |  | | いる  　いない | 条例第92条第7号ア  平18-0331004  第3の四の4(5)④ |
|  | ※　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 　また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　指定小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(5)④ |
|  | ⑧　身体的拘束等の適正化を図るため、次のような項目を盛り込んだ身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 |  | | イ | 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |  | | ウ | 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 |  | | エ | 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 |  | | オ | 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 |  | | カ | 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 |  | | キ | その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |  | | いる  　いない | 条例第92条第7号イ  平18-0331004  第3の四の4(5)⑤ |
|  | ⑨　身体的拘束等の適正化を図るため、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第92条第7号ウ |
|  | ※　介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(5)⑥ |
|  | ⑩　通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 | いる  　いない | 条例第92条第8号 |
|  | ※　「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね３分の１以下が目安となります。登録定員が２５人の場合は通いサービスの利用者が８人以下であれば、著しく少ない状態といえます。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(5)⑦ |
|  | ⑪　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 | いる  　いない | 条例第92条第9号 |
|  | ※　「適切なサービス」とは、１の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週４回以上行うことが目安となるものです。指定小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望ましいです。 　なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の五の4(5)⑧ |
| １４　居宅サービス計画の作成 | ①　管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる  　いない | 条例第93条第1項 |
| ※　指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、介護支援専門員は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変更することとなります。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(6)① |
|  | ②　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って行っていますか。 | いる  　いない | 条例第93条第2項 |
| １５　法定代理受領サービスに係る報告 | 毎月、市（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。 | いる  　いない | 条例第94条  予防条例第54条 |
|  | ※　地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり当該指定小規模多機能型居宅介護事業者又は当該指定居宅サービス事業者に支払うための手続きとして、指定小規模多機能型居宅介護事業者に、市町村（国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会）に対して、居宅サービス計画において位置づけられている指定小規模多機能型居宅介護又は指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を毎月提出することを義務づけたものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(7) |
| １６　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | いる  　いない | 条例第95条  予防条例第55条 |
| １７　小規模多機能型居宅介護計画の作成 | ①　管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる  　いない | 条例第96条第1項 |
|  | ※　当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(9)① |
|  | ②　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。   |  |  | | --- | --- | | 利用者の多様な活動 |  | | いる  　いない | 条例第96条第2項 |
|  | ※　「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(9)② |
|  | ③　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第96条第3項 |
|  | ④　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  　いない | 条例第96条第4項 |
|  | ⑤　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。 | いる  　いない | 条例第96条第5項 |
|  | ⑥　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第96条第6項 |
|  | ⑦　小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑤に準じて行っていますか。 | いる  　いない | 条例第96条第7項 |
|  | ⑧　小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331004  第3の四の4(9)④ |
| １８　介護等 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | いる  　いない | 条例第97条第1項 |
|  | ②　利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | いる  　いない | 条例第97条第2項 |
|  | ③　利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めていますか。 | いる  　いない | 条例第97条第3項 |
| １９　社会生活上の便宜の提供等 | ①　利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第98条第1項 |
| ②　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第98条第2項 |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものです。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(11)② |
|  | ③　常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | いる  　いない | 条例第98条第3項 |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の家族に対し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(11)③ |
| ２０　利用者に関する市への通知 | ①　利用者が、正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第28条第1号準用)  予防条例第65条  (第24条第1号準用) |
|  | ②　利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第28条第2号準用)  予防条例第65条  (第24条第2号準用) |
| ２１　緊急時等の対応 | ①　現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第99条  予防条例第56条 |
|  | ②　協力医療機関については、次の点に留意していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること |  | | イ | 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと |  | | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の4(12) |
| ２２　管理者の責務 | ①　管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の11第1項準用)  予防条例第65条  (第26条第1項準用) |
|  | ※　管理者に求められる具体的な役割は、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にしてください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問184 |
|  | ②　管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の11第2項準用)  予防条例第65条  (第26条第2項準用) |
| ２３　運営規程 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業の目的及び運営の方針 |  | | イ | 従業者の職種、員数及び職務の内容 |  | | ウ | 営業日及び営業時間 |  | | エ | 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 |  | | オ | 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 |  | | カ | 通常の事業の実施地域 |  | | キ | サービス利用に当たっての留意事項 |  | | ク | 緊急時等における対応方法 |  | | ケ | 非常災害対策 |  | | コ | 虐待の防止のための措置に関する事項 |  | | サ | その他運営に関する重要事項 |  | | いる  　いない | 条例第100条  予防条例第57条 |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする）。 |  | 平18-0331004  第3の一の4(21)① |
|  | ※　「営業日及び営業時間」について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、３６５日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は３６５日と記載してください。また、訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、２４時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(13)① |
|  | ※　「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料（１割負担、２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない指定小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平18-0331004  第3の一の4(21)④ |
|  | ※　通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(13)②  (第3の一の4(21)⑤参照) |
|  | ※　「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(13)③ |
|  | ※　「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 |  | 平18-0331004  第3の一の4(21)⑥ |
| ２４　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の13第1項準用)  予防条例第65条  (第28条第1項準用) |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、小規模多機能型居宅介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(6)①準用) |
|  | ②　指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供していますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の13第2項準用)  予防条例第65条  (第28条第2項準用) |
|  | ※　原則として、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者たる小規模多機能型居宅介護従業者によって指定小規模多機能型居宅介護を提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(6)②準用) |
|  | ③　小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。   |  | | --- | | 令和６年度研修内容（複数記入） | |  | |  | | 令和７年度研修内容（複数記入） | |  | |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の13第3項準用)  予防条例第65条  (第28条第3項準用) |
|  | ④　全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の13第3項準用)  予防条例第65条  (第28条第3項準用) |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(6)③準用) |
|  | ※　当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものです。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたりません。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後１年間の猶予期間を設けています。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問159 |
|  | ※　事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合には、運営基準違反にあたります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問160 |
|  | ※　「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定しています。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問161 |
|  | ⑤　適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業主が講ずべき措置の具体的内容 | | | ａ | 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  ・・・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 |  | | ｂ | 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  ・・・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。   |  |  | | --- | --- | | 相談対応窓口 |  | |  | | イ | 事業主が講じることが望ましい取組例 | | | ａ | 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |  | | ｂ | 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） |  | | ｃ | 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の13第4項準用)  予防条例第65条  (第28条第4項準用)  平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(6)④準用(第3の一の4(22)⑥参照)) |
|  | ⑥　安心して相談できるよう相談時の対応方針として、次の事項（ア（例：ａ～ｃ）及びイ（例：ｄ、ｅ））を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知する |  | | ａ | 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、当該マニュアルに基づき対応する |  | | ｂ | 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行う |  | | ｃ | 相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に掲載し、配布等する |  | | イ | 相談したこと等を理由に、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する |  | | ｄ | 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、パワーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をする |  | | ｅ | 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、パワーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に配布等する |  | | いる  　いない | 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(6)④準用(第3の一の4(22)⑥参照)) |
| ２５　定員の遵守 | 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っていませんか。 | いる  　いない | 条例第101条第1項  予防条例第58条  第1項 |
|  | ※　通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。 |  | 条例第101条第1項  予防条例第58条  第1項 |
|  | ※　「特に必要と認められる場合」としては、例えば、以下のような事例等が考えられますが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものです。   |  |  | | --- | --- | | ア | 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 | | イ | 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 | | ウ | 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 | | エ | ア～ウに準ずる状況により特に必要と認められる場合 | |  | 平18-0331004  第3の四の4(14)① |
| ２６　業務継続計画の策定等 | ①　以下の項目を記載した、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 感染症に係る業務継続計画 |  | | ａ | 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） |  | | ｂ | 初動対応 |  | | ｃ | 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） |  | | イ | 災害に係る業務継続計画 |  | | ａ | 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） |  | | ｂ | 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） |  | | ｃ | 他施設及び地域との連携 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第32条の2第1項  準用)  予防条例第65条  (第28条の2第1項  準用)  平18-0331004  第3の四の4(15)  (第3の二の二の3(7)②参照) |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(15)  (第3の二の二の3(7)②参照) |
|  | ②　小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | | 感染症 | 自然災害 | | 令和６年度実施日 | 研修 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 訓練 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 研修 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 訓練 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 周知方法 | |  | | | いる  　いない | 条例第108条  (第32条の2第2項  準用)  予防条例第65条  (第28条の2第2項  準用) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(15)  (第3の二の二の3(7)③参照) |
|  | ※　 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(15)  (第3の二の二の3(7)④参照) |
|  | ※　例えば、年間に感染症の研修が１回、自然災害の研修が１回ということではありません。特に災害の区分はなく、研修として年間に１回以上実施すれば構いません。同様に訓練についても、実施しなければなりません。 |  | 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修  机上訓練の解説 |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 業務継続計画 | 策定日 | 変更日 | | 感染症 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 自然災害 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第108条  (第32条の2第3項  準用)  予防条例第65条  (第28条の2第3項  準用) |
|  | ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(15)  (第3の二の二の3(7)①参照) |
| ２７　非常災害対策 | ①　以下の項目を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。  　【盛り込む項目】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 施設の立地条件 |  | | イ | 災害に関する情報の入手方法 |  | | ウ | 災害時の連絡先及び通信手段の確認 |  | | エ | 避難を開始する時期、判断基準 |  | | オ | 避難場所 |  | | カ | 避難経路 |  | | キ | 避難方法 |  | | ク | 災害時の人員体制、指揮系統 |  | | ケ | 関係機関との連携体制 |  | | コ | 食料及び防災資機材等の備蓄 |  |   　【訓練実施日】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度実施 | | | | 避難訓練 | 消火訓練 | 通報訓練 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　　年  　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施 | | | | 避難訓練 | 消火訓練 | 通報訓練 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　　年  　　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第102条第1項  予防条例第59条  第1項  「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」(令和3年5月改訂) |
|  | ※　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(16) |
|  | ②　①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第102条第2項  予防条例第59条  第2項 |
|  | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(16) |
|  | ③　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していますか。   |  |  | | --- | --- | | 避難確保計画作成日 | 平成・令和　　年　　月　　日 | | いる  　いない | 水防法  第15条の3第1項 |
|  | ④　③の規定による計画を計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告していますか。これを変更したときも、同様とします。   |  |  | | --- | --- | | 避難確保計画報告日（直近） | 平成・令和　　年　　月　　日 | | いる  　いない | 水防法  第15条の3第2項 |
|  | ⑤　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 避難訓練実施日 | 訓練結果報告日 | | 令和６年度実施 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 水防法  第15条の3第5項 |
| ２８　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の16第1項準用)  予防条例第65条  (第31条第1項準用) |
|  | ②　①の指定小規模多機能型居宅介護事業者の必要最低限の衛生管理等について規定したもののほか、次の点に留意していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 |  | | イ | 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 |  | | ウ | 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 |  | | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の4(17)  (第3の二の二の3(9)①参照) |
|  | ③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 周知方法 |  | | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の16第2項第1号準用)  予防条例第65条  (第31条第2項第1号準用) |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会とは、当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(17)  (第3の二の二の3(9)②イ参照) |
|  | ④　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の項目を盛り込んだ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 発生時における事業所内の連絡体制 |  | | イ | 関係機関への連絡体制 |  | | ウ | 平常時の対策（ａ、ｂ等） |  | | ａ | 事業所内の衛生管理（環境の整備等） |  | | ｂ | ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） |  | | エ | 発生時の対応（ｃ～ｆ等） |  | | ｃ | 発生状況の把握 |  | | ｄ | 感染拡大の防止 |  | | ｅ | 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 |  | | ｆ | 行政等への報告 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の16第2項第2号準用)  予防条例第65条  (第31条第2項第2号準用)  平18-0331004  第3の四の4(17)  (第3の二の二の3(9)②ロ参照) |
|  | ※　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(17)  (第3の二の二の3(9)②ロ参照) |
| ⑤　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 研修 | 訓練 | | 令和６年度実施日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の16第2項第3号準用)  予防条例第65条  (第31条第2項第3号準用) |
| ※　小規模多機能型居宅介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(17)  (第3の二の二の3(9)②ハ参照) |
| ２９　協力医療機関等 | ①　主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。   |  |  | | --- | --- | | 協力医療機関名 |  | | いる  　いない | 条例第103条第1項  予防条例第60条  第1項 |
|  | ②　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。   |  |  | | --- | --- | | 協力歯科医療機関名 |  | | いる  　いない | 条例第103条第2項  予防条例第60条  第2項 |
|  | ※　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあることが望ましいです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(18)① |
|  | ③　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 | いる  　いない | 条例第103条第3項  予防条例第60条  第3項 |
|  | ※　これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(18)② |
| ３０　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、次の項目を掲示していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 運営規程の概要 |  | | イ | 小規模多機能型居宅介護従事者の勤務体制 |  | | ウ | 事故発生時の対応 |  | | エ | 苦情処理の体制 |  | | オ | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） |  | | カ | その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第34条第1項準用)  予防条例第65条  (第32条第1項準用)  平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(25)①準用) |
|  | ②　上記①の規定による掲示に代える場合、重要事項を記載した書面を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第34条第2項準用)  予防条例第65条  (第32条第2項準用) |
|  | ③　重要事項をウェブサイトに掲載していますか。   |  |  | | --- | --- | | 掲載先 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第34条第3項準用)  予防条例第65条  (第32条第3項準用) |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項を当該指定小規模多機能型居宅介護事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。   |  |  | | --- | --- | | ア | 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること | | イ | 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと | | ウ | 年間の居宅介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が１００万円以下である事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があるが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができること | |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(25)①準用) |
| ３１　秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第35条第1項準用)  予防条例第65条  (第33条第1項準用) |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第35条第2項準用)  予防条例第65条  (第33条第2項準用) |
|  | ※　具体的には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(26)②準用) |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第35条第3項準用)  予防条例第65条  (第33条第3項準用) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(26)③準用) |
| ３２　広告 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていませんか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第36条準用)  予防条例第65条  (第34条準用) |
| ３３　指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第37条準用)  予防条例第65条  (第35条準用) |
| ３４　苦情処理 | ①　提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる事項等の必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする |  | | イ | 苦情に対する対応の内容について利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載する |  | | ウ | 苦情処理の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第38条第1項準用)  予防条例第65条  (第36条第1項準用)  平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(28)①準用) |
|  | ②　①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第38条第2項準用)  予防条例第65条  (第36条第2項準用) |
|  | ※　利用者及びその家族からの苦情に対し、指定小規模多機能型居宅介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記載することを義務付けたものです。また、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(28)②準用） |
|  | ③　提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第38条第3項準用)  予防条例第65条  (第36条第3項準用) |
|  | ④　市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第38条第4項準用)  予防条例第65条  (第36条第4項準用) |
|  | ⑤　提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第38条第5項準用)  予防条例第65条  (第36条第5項準用) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第38条第6項準用)  予防条例第65条  (第36条第6項準用) |
| ３５　調査への協力等 | 提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第104条  予防条例第61条 |
| ３６　地域との連携等 | ①　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の17第1項準用)  予防条例第65条  (第39条第1項準用) |
|  | ※　事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 　また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること | | イ | 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと | |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(10)①) |
|  | ②　①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。   |  |  | | --- | --- | | 公表方法 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の17第2項準用)  予防条例第65条  (第39条第2項準用) |
|  | ③　１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていますか。 | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の4(24) |
|  | ④　③の実施にあたっては、以下の点に留意していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 自己評価は、①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、指定小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指す |  | | イ | 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにする |  | | ウ | 運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である |  | | エ | 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供する |  | | オ | 自己評価結果及び外部評価結果は、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表する※　法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構  が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮ  ＥＴ）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所へ  の掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等によ  り公表することも差し支えない。 |  | | カ | 指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成２５年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行う |  | | いる  　いない | 平18-0331004  第3の四の4(24) |
|  | ※　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行ってください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24) |
|  | ⑤　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第59条の17第3項準用)  予防条例第65条  (第39条第3項準用) |
|  | ※　地域に開かれた事業として行われるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(10)③準用) |
|  | ⑥　事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第59条の17第4項準用)  予防条例第65条  (第39条第4項準用) |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の二の二の3(10)④準用、第3の一の4(29)④参照) |
|  | ⑦　指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第59条の17第5項準用)  予防条例第65条  (第39条第5項準用) |
| ３７　居住機能を担う併設施設等への入居 | 事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第106条  予防条例第63条 |
| ３８　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第40条第1項準用)  予防条例第65条  (第37条第1項準用) |
|  | ※　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めておくことが望ましいです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(30)①準用) |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第40条第2項準用)  予防条例第65条  (第37条第2項準用) |
|  | ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(30)③準用) |
|  | ③　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第108条  (第40条第3項準用)  予防条例第65条  (第37条第3項準用) |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(30)②準用) |
| ３９　虐待の防　　　　止 | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定小規模多機能型居宅介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成１７年法律第１２４号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。  ・虐待の未然防止  指定小規模多機能型居宅介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対す  る配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位  置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を  促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事  業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要で  ある。  ・虐待等の早期発見  指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグ  レクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを  早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通  報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家  族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適  切な対応をすること。  ・虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があ  り、指定小規模多機能型居宅介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に  行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることと  する。  以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)参照) |
|  | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | 令和７年度開催日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | 周知方法 | |  | | | 虐待防止検討委員会での検討事項 | | | | | ア | 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること | |  | | イ | 虐待の防止のための指針の整備に関すること | |  | | ウ | 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること | |  | | エ | 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること | |  | | オ | 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること | |  | | カ | 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること | |  | | キ | カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第40条の2第1号準用)  予防条例第65条  (第37条の2第1号準用)  平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)①参照) |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)①参照) |
|  | ②　次のような項目を盛り込んだ指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 |  | | イ | 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |  | | ウ | 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 |  | | エ | 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |  | | オ | 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 |  | | カ | 成年後見制度の利用支援に関する事項 |  | | キ | 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 |  | | ク | 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |  | | ケ | その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | | いる  　いない | 条例第108条  (第40条の2第2号準用)  予防条例第65条  (第37条の2第2号準用)  平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)②参照) |
|  | ③　指定小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。   |  |  | | --- | --- | | 令和６年度実施日 | 令和　　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 令和　　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第108条  (第40条の2第3号準用)  予防条例第65条  (第37条の2第3号準用) |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)③参照) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 担当者　職・氏名 | 職種： | 氏名： | | いる  　いない | 条例第108条  (第40条の2第4号準用)  予防条例第65条  (第37条の2第4号準用) |
|  | ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、  感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止する  ための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止  するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 平18-0331004  第3の四の4(22)  (第3の一の4(31)④参照) |
| ４０　会計の区分 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  　いない | 条例第108条  (第41条準用)  予防条例第65条  (第38条準用) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次に通知するところによるものです。   |  |  | | --- | --- | | ア | 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  （平成１２年３月１０日老計第８号） | | イ | 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  （平成１３年３月２８日老振発第１８号） | | ウ | 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成２４年３月２９日老高発０３２９第１号） | |  | 平18-0331004  第3の四の4(24)  (第3の一の4(32)準用) |
| ４１　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催していますか。 | いる  　いない | 条例第第106条の2  予防条例第63条の2 |
|  | ※　介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。なお、本項目の適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和９年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 　本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものです。 　また、本委員会は、定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいです。 　あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところですが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(20) |
| ４２　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  　いない | 条例第107条第1項  予防条例第64条  第1項 |
|  | ②　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 居宅サービス計画 |  | | イ | 小規模多機能型居宅介護計画 |  | | ウ | 提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  | | エ | 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  | | オ | 市への通知に係る記録 |  | | カ | 苦情の内容等の記録 |  | | キ | 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  | | ク | 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 |  | | いる  　いない | 条例第107条第2項  予防条例第64条  第2項 |
|  | ※　「その完結の日」とは、アからキまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、クの記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。 |  | 平18-0331004  第3の四の4(23)  (第3の二の二の3(13)参照) |
| ４３　電磁的記録等 | ①　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。 | 該当あり  　該当なし | 条例第204条第1項  予防条例第91条  第1項 |
|  | ※　電磁的記録について   |  |  | | --- | --- | | ア | 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること | | イ | 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること | | ａ | 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | ｂ | 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | ウ | その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること | | エ | また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること | |  | 平18-0331004  第5の1 |
|  | ②　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。 | 該当あり  　該当なし | 条例第204条第2項  予防条例第91条  第2項 |
|  | ※　電磁的方法について   |  |  | | --- | --- | | ア | 電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第１１条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること | | イ | 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること | | ウ | 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること | | エ | その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと | | オ | また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること | |  | 平18-0331004  第5の2 |
| 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | | |
| １　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | ①　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第66条  第1項 |
|  | ②　自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第66条  第2項 |
|  | ※　提供された地域密着型介護予防サービスについては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものです。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(1)④ |
|  | ③　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第66条  第3項 |
|  | ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第66条  第4項 |
|  | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(1)③ |
|  | ⑤　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第66条  第5項 |
| ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | ①　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第1号 |
| ②　介護支援専門員は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援の具体的取扱方針及び留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第2号 |
|  | ③　介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下「介護支援専門員等」という。）は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第3号 |
|  | ※　介護支援専門員は、指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならない（サテライト事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護計画については研修修了者が作成するものである。）こととしたものです。このため、介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うことになります。 　また、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。なお、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)① |
|  | ④　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第4号 |
|  | ※　「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものです。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)② |
|  | ⑤　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第5号 |
|  | ⑥　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第6号 |
|  | ※　介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。管理者は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。 　また、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければなりません。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)③ |
|  | ⑦　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第7号 |
|  | ※　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の制度上は週１回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものです。 　指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものです。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)④ |
|  | ⑧　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第8号 |
|  | ⑨　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第9号 |
|  | ⑩　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第10号 |
|  | ⑪　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第11号 |
|  | ※　「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね３分の１以下が目安となります。登録定員が２５人の場合は通いサービスの利用者が８人以下であれば、著しく少ない状態といえます。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)⑤ |
|  | ⑫　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第12号 |
|  | ※　「適切なサービス」とは、１の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週４回以上行うことが目安となるものです。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望ましいです。 　なお、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)⑥ |
|  | ⑬　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第13号 |
|  | ※　介護支援専門員又は研修修了者は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととしたものです。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(2)⑦ |
|  | ⑭　介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第14号 |
|  | ⑮　介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、①～⑬に準じて行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第67条  第15号 |
| ３　介護等 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第68条  第1項 |
|  | ②　利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはいませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第68条  第2項 |
|  | ③　利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第68条  第3項 |
| ４　社会生活上の便宜の提供等 | ①　利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第69条  第1項 |
|  | ②　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第69条  第2項 |
|  | ※　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものです。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとします。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(4)② |
|  | ③　常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 予防条例第69条  第3項 |
|  | ※　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の家族に対し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものです。 |  | 平18-0331004  第4の三の2(4)③ |
| 第７　変更の届出等 | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「小規模多機能型居宅介護」を「介護予防小規模多機能型居宅介護」に読み替えてください。 | | | |
| １　変更の届出等 | ①　指定地域密着型サービス事業者は、次に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市長に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 事業所の名称及び所在地 | | イ | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | | ウ | 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定小規模多機能型居宅介護に関するものに限る。） | | エ | 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 | | オ | 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | | カ | 運営規程 | | キ | 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。） | | ク | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 | | ケ | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | | いる  　いない  　該当なし | 法第78条の5第1項  法第115条の15  第1項  施行規則  第131条の13第1項第5号  第140条の30第1項  第2号 |
|  | ②　指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市長に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 廃止し、又は休止しようとする年月日 | | イ | 廃止し、又は休止しようとする理由 | | ウ | 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置 | | エ | 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 | | いる  　いない  　該当なし | 法第78条の5第2項  法第115条の15  第2項  施行規則  第131条の13第4項  第140条の30第4項 |
| 第８　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 注）介護予防小規模多機能型居宅介護の場合、「記入欄及び点検のポイント」欄に特段の注記がない限り、文中の「小規模多機能型居宅介護」を「介護予防小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型サービス」を「地域密着型介護予防サービス」、「要介護」を「要支援」、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に読み替えてください。 | | | |
| １　小規模多機能型居宅介護費 | ①　市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。）について、又は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 | | | | ア | 要支援１ | ３，４５０単位 | | イ | 要支援２ | ６，９７２単位 | | ウ | 要介護１ | １０，４５８単位 | | エ | 要介護２ | １５，３７０単位 | | オ | 要介護３ | ２２，３５９単位 | | カ | 要介護４ | ２４，６７７単位 | | キ | 要介護５ | ２７，２０９単位 | | 同一建物に居住する者に対して行う場合 | | | | ア | 要支援１ | ３，１０９単位 | | イ | 要支援２ | ６，２８１単位 | | ウ | 要介護１ | ９，４２３単位 | | エ | 要介護２ | １３，８４９単位 | | オ | 要介護３ | ２０，１４４単位 | | カ | 要介護４ | ２２，２３３単位 | | キ | 要介護５ | ２４，５１６単位 | | いる  　いない | 平18厚告126  別表4イ注1注2  平18厚告128  別表2イ注1注2 |
|  | ②　月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定していますか。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(1)① |
|  | ③　これらの算定の基礎となる「登録日」及び「登録終了日」とは、次のとおりとしていますか。   |  |  | | --- | --- | | 登録日 | | | 通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日 |  | | 登録終了日 | | | 利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日 |  | | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(1)① |
|  | ※　登録が継続しているなら、入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能ですが、このような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきです。 |  | 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A  問42 |
|  | ④　月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定していますか。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(1)① |
|  | ※　月途中から同一建物に転居した場合等について、当該利用者の異動後の居住場所により算定するため、転居日における基本報酬は「同一建物に居住する者に対して行う場合」を算定します。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関する  Q&A(vol.1)問171 |
|  | ※　「同一建物」とは、具体的には次の場合の、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。   |  |  | | --- | --- | | ア | 当該建物の１階部分に指定小規模多機能型居宅介護事業所がある | | イ | 当該建物と渡り廊下等で繋がっている |   　　また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該  指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定小規模多機能型居宅介護事業者と異  なる場合であっても該当するものです。 |  | 平18-0331005  第2の5(1)② |
| ２　短期利用居宅介護費 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | | ア | 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合である | |  | | イ | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合である | |  | | ウ | 利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定める | |  | | エ | 人員基準に定める従業者の員数を置いている | |  | | オ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が「サービス提供が過少である場合の減算」を算定していない | |  | | ａ | 要支援１ | ４２４単位 | | | ｂ | 要支援２ | ５３１単位 | | | ｃ | 要介護１ | ５７２単位 | | | ｄ | 要介護２ | ６４０単位 | | | ｅ | 要介護３ | ７０９単位 | | | ｆ | 要介護４ | ７７７単位 | | | ｇ | 要介護５ | ８４３単位 | | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ロ注3  平18厚告128  別表2ロ注3  平27厚告95  第54号  第124号 |
|  | ②　宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(2)② |
| ３　定員超過利用による減算 | ①　登録者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数の１００分の７０で算定していますか。   |  |  | | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | 登録者の数が運営規程に定められている登録定員を超えている |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告第126  別表4注1注2注3  平18厚告128  別表2注1注2注3  平12厚告27七 |
|  | ②　登録者の数は、１月間（暦月）の登録者の数の平均を用いていますか。この場合、１月間の登録者の数の平均は、当該月の全登録者の延数を当該月の日数で除して得た数とします。この平均登録者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の1(6)② |
|  | ※　登録者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、登録者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過登録が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 |  | 平18-0331005  第2の1(6)③ |
|  | ※　定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 |  | 平18-0331005  第2の1(6)④ |
|  | ※　災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとします。 |  | 平18-0331005  第2の1(6)⑤ |
| ４　人員基準欠如による減算 | ①　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数の１００分の７０で算定していますか。   |  |  | | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | 人員基準に定める員数を置いていない |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4注1注2注3  平18厚告128  別表2注1注2注3  平12厚告27七 |
|  | ②　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。）の平均を用いていますか。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（１日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護費を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとします。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の1(8)② |
|  | ③　小規模多機能型居宅介護従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。）が次に掲げるいずれかの場合には、減算していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した | | イ | 人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の1(8)③ |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、  ア　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌  月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について  所定単位数が減算され、  イ　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消さ  れるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算されます（た  だし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 |  | 平18-0331005  第2の1(8)③ |
|  | ④　小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者が、看護師又は准看護師としていない場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について減算していますか（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の1(8)③④ |
|  | ⑤　夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員が、ある月において次に掲げるいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した | | イ | 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の1(8)③⑤ |
|  | ⑥　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者が、ある月において次に掲げるいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した | | イ | 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が人員基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の1(8)③⑤ |
|  | ⑦　次に掲げる場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について減算していますか（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。   |  |  | | --- | --- | | ア | 介護支援専門員を配置していない | | イ | 介護支援専門員が必要な研修を修了していない | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の1(8)④ |
|  | ※　都道府県における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、介護支援専門員を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとします。なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととしますが、当該介護支援専門員が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えありません。 |  | 平18-0331005  第2の1(8)④ |
|  | ※　著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 |  | 平18-0331005  第2の1(8)⑥ |
| ５　身体拘束廃止未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | ア | 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する |  | | イ | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る |  | | ウ | 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する |  | | エ | 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4注4  平18厚告128  別表2注4  平27厚告95  第54号の2  第123号の4 |
|  | ※　身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、具体的には、上記ア～エを実施していない事実が生じた場合で、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(3) |
| ６　高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | ア | 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る |  | | イ | 事業所における虐待の防止のための指針を整備する |  | | ウ | 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する |  | | エ | ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4注5  平18厚告128  別表2注5  平27厚告95  第54号の3  第123号の5 |
|  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、具体的には、上記ア～エを実施していない事実が生じた場合で、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(4)  (第2の2(5)準用) |
|  | ※　虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）の一つでも講じられていなければ減算となることに留意してください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問167 |
|  | ※　運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問168 |
|  | ※　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えありません。当該減算は、事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続します。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問169 |
| ７　業務継続計画未策定減算 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4注6  平18厚告128  別表2注6  平27厚告95  第54号の4  第123号の6 |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については、基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(5)  (第2の3の2(3)準用) |
|  | ※　業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではなく、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問164 |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問166 |
| ８　サービス提供が過少である場合の減算 | ①　指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）１人当たり平均回数が、週４回に満たない場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4注7  平18厚告128  別表2注7 |
|  | ②　「登録者１人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、７を乗ずることによって算定するものとしていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 通いサービス  ・・・１人の登録者が１日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする | | イ | 訪問サービス  ・・・１回の訪問を１回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない | | ウ | 宿泊サービス  ・・・宿泊サービスについては、１泊を１回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを１回とし、計２回として算定すること | | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(6)① |
|  | ※　利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能ですが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできません。 |  | 平成21年4月改定関係Q＆A(vol.1)  問127 |
|  | ③　介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、小規模多機能型居宅介護の事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供回数を合算し、また、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者数を合算して計算を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(6)① |
|  | ④　登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、日数の算定の際に控除していますか。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(6)② |
|  | ⑤　登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても④と同様の取扱いとしていますか。 | いる  　いない | 平18-0331005  第2の5(6)② |
|  | ※　サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(6)③ |
| ９　他サービスの利用 | ①　登録者が（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。 | いる  　いない | 平18厚告126  別表4注8  平18厚告128  別表2注8 |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものです。 |  | 平18-0331005  第2の1(2) |
|  | ②　登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。 | いる  　いない | 平18厚告126  別表4注9  平18厚告128  別表2注9 |
| １０　初期加算 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、１日につき３０単位を加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ハ  平18厚告128  別表2ハ |
|  | ※　３０日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とします。 |  | 平18厚告126  別表4ハ  平18厚告128  別表2ハ |
| １１－１　認知症加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、認知症加算（Ⅰ）及び認知症加算（Ⅱ）について１月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 認知症加算（Ⅰ） | | ９２０単位 | | | ア | 「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している | |  | | イ | 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している | |  | | ウ | 「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している | |  | | エ | 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している | |  | | 認知症加算（Ⅱ） | | ８９０単位 | | | ア | 「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、対象者の数が２０人以上である場合にあっては１に対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している | |  | | イ | 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ニ注1  平27厚告94  第38号  平27厚告95  第54号の5  平18-0331005  第2の5(10)③⑤ |
|  | ※　認知症加算算定要件の「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、以下のいずれかの研修です。   |  |  | | --- | --- | | ア | 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 | | イ | 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 | | ウ | 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」  ※　ただし、認定証が発行されている者に限る | |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問17 |
|  | ②　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(10)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなります。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用います。 　医師の判定が無い場合は、認定調査員が記入した「認定調査票（基本調査）」７の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとします。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問18 |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331005  第2の5(10)④ |
|  | ※　認知症加算（Ⅰ）を算定するためには、認知症加算（Ⅱ）の算定要件の１つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要はありません。例えば加算の対象者が２０名未満の場合、  　・　認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者  　・　認知症看護に係る適切な研修を修了した者  　のいずれかが１名配置されていれば、算定することができます。  　（研修修了者の人員配置例）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | 加算対象者数 | | | | ～19 | 20  ～29 | 30  ～39 | | 必  要  配  置  数 | 認知症介護に係る専門的な研修 | | １ | ２ | ３ | |  | 認知症介護実践リーダー研修 | |  | 認知症看護に係る適切な研修 | | 認知症介護の指導に係る専門的な研修 | | １ | １ | １ | |  | 認知症介護指導者養成研修 | |  | 認知症看護に係る適切な研修 |   （注）認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を１名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ１名配置したこととなります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問26 |
|  | ③　認知症加算（Ⅰ）、認知症加算（Ⅱ）又は認知症加算（Ⅲ）のいずれかの加算を算定している場合は、認知症加算（Ⅰ）、認知症加算（Ⅱ）又は認知症加算（Ⅲ）のその他の加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ニ注1 |
| １１－２　認知症加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、認知症加算（Ⅲ）及び認知症加算（Ⅳ）について１月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。   |  |  | | --- | --- | | 認知症加算（Ⅲ） | ７６０単位 | | 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | | 認知症加算（Ⅳ） | ４６０単位 | | 要介護状態区分が要介護２である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの | | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ニ注2  平27厚告94  第38号 |
|  | ②　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(10)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなります。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用います。 　医師の判定が無い場合は、認定調査員が記入した「認定調査票（基本調査）」７の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとします。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問18 |
|  | ③　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する利用者としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(10)① |
| １２　認知症行動・心理症状緊急対応加算 | ①　短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき２００単位を所定単位数に加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ホ  平18厚告128  別表2ニ |
|  | ※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。 |  | 平18-0331005  第2の5(11)① |
|  | ②　介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(11)② |
|  | ③　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(11)② |
|  | ④　次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に、当該加算を算定していませんか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 病院又は診療所に入院中の者 | | イ | 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 | | ウ | 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(11)③ |
|  | ⑤　判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(11)④ |
|  | ※　７日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後８日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意してください。 |  | 平18-0331005  第2の5(11)⑤ |
| １３　若年性認知症利用者受入加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき８００単位を、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき４５０単位を所定単位数に加算していますか。   |  |  | | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決めている |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヘ  平18厚告128  別表2ホ  平27厚告95  第18号 |
|  | ②　担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(12)  (第2の3の2(16)準用) |
|  | ③　認知症加算を算定している場合は、当該加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヘ |
| １４　看護職員配置加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１月につきそれぞれ所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 看護職員配置加算（Ⅰ） | | ９００単位 | | | ア | 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を１名以上配置している | |  | | イ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | |  | | 看護職員配置加算（Ⅱ） | | ７００単位 | | | ア | 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を１名以上配置している | |  | | イ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | |  | | 看護職員配置加算（Ⅲ） | | ４８０単位 | | | ア | 看護職員を常勤換算方法で１名以上配置している | |  | | イ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ト  平27厚告96  第29号 |
|  | ②　看護職員配置加算（Ⅰ）、看護職員配置加算（Ⅱ）又は看護職員配置加算（Ⅲ）のいずれかの加算を算定している場合においては、看護職員配置加算（Ⅰ）、看護職員配置加算（Ⅱ）又は看護職員配置加算（Ⅲ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ト |
| １５　看取り連携体制加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前３０日以下について１日につき６４単位を死亡月に加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準 | | | | ア | 看護師により２４時間連絡できる体制を確保している |  | | イ | 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている |  | | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 | | | | ア | 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 | | | イ | 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。） | | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4チ  平27厚告94  第39号  平27厚告96  第30号 |
|  | ※　登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能です。 |  | 平18-0331005  第2の5(13)① |
|  | ②　入院した日の翌日から死亡日までの期間が３０日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)① |
|  | ③　「２４時間連絡できる体制」とは、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡でき、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)② |
|  | ※　事業所内で勤務することを要するものではありません。 |  | 平18-0331005  第2の5(13)② |
|  | ④　管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、例えば、次に掲げる事項を含む「看取り期における対応方針」が定められていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 |  | | イ | 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。） |  | | ウ | 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 |  | | エ | 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 |  | | オ | その他職員の具体的対応等 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)③ |
|  | ※　看取り期における対応方針の「協議」については、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、例えば、通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護支援専門員等の意見を把握し、これに基づき対応方針の策定が行われていれば、本加算の算定要件を満たすものです。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問14 |
|  | ⑤　次に掲げる事項等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス |  | | イ | 看取り期における対応の実践を振り返る |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)④ |
|  | ⑥　看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 |  | | イ | 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑤ |
|  | ※　登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 |  | 平18-0331005  第2の5(13)⑥ |
|  | ※　「代替」とは、利用者への介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際に、利用者またはその家族の理解を支援させる目的で、補完的に理解しやすい資料を作成し、これを用いて説明することも差し支えないこととしたものです。 　なお、その際、介護記録等の開示又は写しの提供を本人またはその家族が求める場合には、提供することが必要です。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問15 |
|  | ⑦　登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑦ |
|  | ⑧　情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑧ |
|  | ※　事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。 |  | 平18-0331005  第2の5(13)⑧ |
|  | ⑨　本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意について、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑨ |
|  | ※　「本人またはその家族に対する随時の説明」とは、看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明のことをいいます。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問16 |
|  | ※　本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能です。 　この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。 　なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることにより、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 |  | 平18-0331005  第2の5(13)⑨ |
|  | ⑩　事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑩ |
|  | ⑪　看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(13)⑪ |
|  | ⑫　看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4チ |
| １６　訪問体制強化加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、１月につき所定単位数を加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める施設基準 | | | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置している |  | | イ | 算定日が属する月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が１月当たり２００回以上である  ※　指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたものに限る。）を併設する場合   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 登録者の総数のうち同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合の小規模多機能型居宅介護費を算定する者の占める割合 | １００分の５０以上 |  | | 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合の小規模多機能型居宅介護費を算定する登録者に対する延べ訪問回数 | １月当たり２００回以上 |  | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4リ  平27厚告95  第55号 |
|  | ②　当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(14)① |
|  | ※　「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を２名以上配置した場合に算定が可能です。 |  | 平18-0331005  第2の5(14)② |
|  | ※　「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、当該事業所において訪問サービスの提供に当たる者のうち２名以上を常勤の従業者とすることを求めるものであり、当該事業所の営業日・営業時間において常に訪問を担当する常勤の従業者を２名以上配置することを求めるものではありません。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問165 |
|  | ※　当該月において、訪問サービスの利用が１度も無かった登録者についても、当該加算を算定します。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問166 |
|  | ③　「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに、１回の訪問を１回のサービス提供として算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(14)③  (第2の5(6)①ロ参照) |
|  | ※　本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行ってください。 |  | 平18-0331005  第2の5(14)③ |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。 |  | 平18-0331005  第2の5(14)③  (第2の5(6)①ロ参照) |
|  | ※　１月当たりの訪問回数が２００回未満であった場合、当該月において算定できません。 　なお、算定要件のうち「訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置していること」を満たしている場合には、１月当たりの訪問回数に応じて、当該体制届についてあらためて変更・取下、再提出等の手続を求めるものではありません。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問167 |
|  | ※　「１月当たり延べ訪問回数が２００回以上」とは、当該事業所の登録者数にかかわらず１月当たり延べ訪問回数が２００回以上必要であるということです。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問168 |
|  | ※　通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合であっても、介護従業者が行う身体整容や更衣介助など、当該記録において訪問サービスとして記録されるサービスについては、訪問サービスの提供回数に含まれるものです。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問169 |
| １７　総合マネジメント体制強化加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | | １，２００単位 | | | ア | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている | |  | | イ | 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している | |  | | ウ | 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している | |  | | エ | 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | |  | | オ | 次（ａ～ｄ）に掲げる基準のいずれかに適合する | |  | | ａ | 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている | |  | | ｂ | 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、世代間の交流の場を設けている | |  | | ｃ | 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行う | |  | | ｄ | 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っている | |  | | 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） | | ８００単位 | | | ア | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている | |  | | イ | 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヌ  平18厚告128  別表2ヘ  平27厚告95  第56号  平18-0331005  第2の5(15)②オ |
|  | ※　総合マネジメント体制強化加算は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組、また、小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれた拠点となり、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものです。 |  | 平18-0331005  第2の5(15)① |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護を提供する事業所における個別サービス計画の見直しは、多職種協働により行われるものですが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではなく、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかかわることで足りるものです。 　また、個別サービス計画の見直しに係る多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、日常的な業務の中でのかかわりを通じて行われることも少なくありません。通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たすものです。なお、加算の要件を満たすことのみを目的として、新たに多職種協働の会議を設けたり書類を作成することは要しません。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問155 |
|  | ※　日常的に地域住民等との交流を図り、積極的に参加する地域の行事や活動の例は以下のとおりです。   |  |  | | --- | --- | | ア | 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等） | | イ | 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等） | |  | 平18-0331005  第2の5(15)②イ |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護事業所が、事業所の所在する地域において一定の理解・評価を得て、地域を支える事業所として存在感を高めていくために必要な取組は、地域の実情に応じて、様々なものが考えられるため、上記に例示する以外の取組も該当し得ます。 　また、地域における活動は、一定の活動の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために何が必要かということについて、常に問題意識をもって取り組まれていれば、当該要件を満たすものです。 　なお､地域における活動が行われていることは、そのため､サービス提供記録や業務日誌等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに資料を作成することは要しません。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問157 |
|  | ※　地域住民等からの相談への対応は、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、常に地域住民等からの相談を受け付けられる体制がとられていれば、当該要件を満たすものです。 　また、日常的に利用者と関わりのある地域住民等からの相談が行われやすいような関係を構築していることも重要です。 　なお、地域住民等からの相談が行われていることは、日々の相談記録等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに資料を作成することは要しません。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問145 |
|  | ※　地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係にある地域住民・商店等の多様な主体との関わり、利用者の地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいいます。 |  | 平18-0331005  第2の5(15)②オ |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護事業所が、事業所の所在する地域において、一定の理解・評価を得て、地域の中で核となり、地域資源を効果的に活用し利用者を支援する取組は、地域の実情に応じて、様々なものが考えられるため、上記に例示する以外の取組も該当し得ます。 　また、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」については、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために、利用者一人一人にとってどのような支援が必要かということについて、地域住民等と連携した上で、常に問題意識をもって取り組まれていれば、当該要件を満たすものです。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問146 |
|  | ※　「地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同での事例検討会、研修会等」については、市町村や地域の介護事業者団体等と共同して実施した場合も評価の対象です。 　ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず地域住民や民間企業、他の居宅サービス事業者など複数の主体が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、これらの複数の主体が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要です。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問147 |
|  | ②　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）又は総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）又は総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヌ  平18厚告128  別表2ヘ |
| １８－１　生活機能向上連携加算（Ⅰ） | ①　介護支援専門員が、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、１００単位を加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ル注1  平18厚告128  別表2ト注1 |
|  | ②　理学療法士等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握した上で、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に助言を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イａ準用) |
|  | ③　理学療法士等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する状況について、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に助言を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イａ準用) |
|  | ※　ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と介護支援専門員で事前に方法等を調整するものとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イａ準用) |
|  | ④　当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、②又は③の助言に基づき、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、小規模多機能型居宅介護計画の作成を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｂ準用) |
|  | ⑤　小規模多機能型居宅介護計画には、②又は③の助言の内容を記載していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｂ準用) |
|  | ⑥　「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する小規模多機能型居宅介護の内容を定めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①イ準用) |
|  | ⑦　小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 |  | | イ | 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた３月を目途とする達成目標 |  | | ウ | イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 |  | | エ | イ及びウの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ハ準用) |
|  | ⑧　⑦のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて策定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ⑨　⑦のイ及びウの達成目標については、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ※　例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等です。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく介護従業者が行う指定小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。 　達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定。 （１月目）介護従業者は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、  利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安  全確保のための見守り及び付き添いを行う。  （２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体  を支えながら、排泄の介助を行う。  （３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の  防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（介護従業者は、指定小規模多  機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を  行う）。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ホ準用) |
|  | ⑩　生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｃ準用) |
|  | ※　②又は③の助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｃ準用) |
|  | ⑪　３月経過後は、目標の達成度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｄ準用) |
|  | ⑫　３月経過後に本加算を算定する際は、再度②又は③の助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)②イｄ準用) |
| １８－２　生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ①　利用者に対して、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（「理学療法士等」という。）が、指定（介護予防）訪問リハビリテーション、指定（介護予防）通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき２００単位を加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ル注2  平18厚告128  別表2ト注2 |
|  | ※　「一環」とは、具体的には、訪問リハビリテーションであれば、訪問リハビリテーションで訪問する際に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することですが、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師については、訪問診療を行う際等に訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行することが考えられます。 |  | 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問3 |
|  | ②　小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心として半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する又は当該理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く。）を行い、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況につき、理学療法士等と介護支援専門員が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ロ準用) |
|  | ※　カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、介護支援専門員及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ロ準用) |
|  | ③　生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する指定小規模多機能型居宅介護の内容を定めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①イ準用) |
|  | ④　小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 |  | | イ | 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた３月を目途とする達成目標 |  | | ウ | イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 |  | | エ | イ及びウの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ハ準用) |
|  | ⑤　④のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて策定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ⑥　④のイ及びウの達成目標については、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ※　例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等です。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ニ準用) |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく介護従業者が行う指定小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。 　達成目標として「自宅のポータブルトイレを１日１回以上利用する（１月目、２月目の目標として座位の保持時間）」を設定。 （１月目）介護従業者は週２回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、  利用者が５分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安  全確保のための見守り及び付き添いを行う。  （２月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体  を支えながら、排泄の介助を行う。  （３月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の  防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（介護従業者は、指定小規模多  機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を  行う）。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ホ準用) |
|  | ⑦　②の評価に基づき、小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む３月を限度として算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ヘ準用) |
|  | ⑧　３月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度②の評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ヘ準用) |
|  | ※　当該３月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、３月間は本加算の算定が可能です。 |  | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ヘ準用) |
|  | ⑨　本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及び④のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(17)  (第2の2(17)①ト準用) |
|  | ⑩　生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合に、本加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ル注2  平18厚告128  別表2ト注2 |
| １９　口腔・栄養スクリーニング加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、１回につき２０単位を加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | ア | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行う |  | | イ | 当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している |  | | ウ | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行う |  | | エ | 当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している |  | | オ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヲ  平18厚告128  別表2チ  平27厚告95  第42号の6 |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。 |  | 平18-0331005  第2の5(16)  (第2の3の2(19)①準用) |
|  | ②　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、別紙様式５－１「口腔・栄養スクリーニング様式」を用いて、次に掲げる確認を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 口腔スクリーニング項目 | | | | ア | 硬いものを避け、柔らかいものばかり食べる |  | | イ | 入れ歯を使っている |  | | ウ | むせやすい |  | | エ | 特記事項（歯科医師等への連携の必要性等） |  | | 栄養スクリーニング項目 | | | | ア | 身長※1 |  | | イ | 体重 |  | | ウ | ＢＭＩ※1１８．５未満 |  | | エ | 直近１～６か月間における３％以上の体重減少※2 |  | | オ | 直近６か月間における２～３ｋｇ以上の体重減少※2 |  | | カ | 血清アルブミン値３．５ｇ/ｄｌ未満※3 |  | | キ | 食事摂取量７５％以下※５ |  | | ク | 特記事項（医師、管理栄養士等への連携の必要性等） |  |   ※１　身長が測定出来ない場合は、空欄でも差し支えありません。  ※２　体重減少について、いずれかの評価でも差し支えありません（初回は評価不要）。  ※３　確認出来ない場合は、空欄でも差し支えありません。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの1 |
|  | ③　各利用者のスクリーニング結果を、当該利用者を担当する介護支援専門員に、別紙様式５－１「口腔・栄養スクリーニング様式」を参考に文書等で情報提供していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの2 |
|  | ④　口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合はかかりつけ歯科医への受診状況を利用者又はその家族等に確認し、必要に応じて受診を促すとともに、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して、口腔機能向上サービスの提供を検討するよう依頼していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの2 |
|  | ⑤　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの2 |
|  | ⑥　低栄養状態の利用者については、かかりつけ医への受診状況を利用者又はその家族等に確認し、必要に応じて受診を促すとともに、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して、栄養改善サービスの提供を検討するよう依頼していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの2 |
|  | ⑦　介護職員等は、再スクリーニングを６月毎に実施するとともに、前回実施した際の結果と併せて介護支援専門員に情報提供等を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6-0315-2  第5のⅡの3 |
|  | ⑧　当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヲ  平18厚告128  別表2チ |
| ２０　科学的介護推進体制加算 | ①　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、１月につき４０単位を加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している |  | | イ | 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、アに規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ワ  平18厚告128  別表2リ |
|  | ②　原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記ア及びイに掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(18)  (第2の3の2(21)①準用) |
|  | ③　科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）を用いて、利用者ごとに、アからエまでに定める月の翌月１０日までに情報を提出していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等については、当該算定を開始しようとする月 | | イ | 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等については、当該サービスの利用を開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。） | | ウ | ア又はイの月のほか、少なくとも３月ごと | | エ | サービスの利用を終了する日の属する月 |   ただし、イの場合であって、月末よりサービスを利用開始した利用者等に係  る情報を収集する時間が十分確保できない等のやむを得ない場合については、  利用開始月の翌々月の１０日までに提出することとしても差し支えありませ  ん。その場合、当該利用者等に限り、利用開始月のサービス提供分は算定できま  　せん。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(18)  (第2の3の2(21)②準用)  令6老老0315  第2の1(1) |
|  | ④　利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組を実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Ｐｌａｎ） |  | | イ | サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Ｄｏ） |  | | ウ | ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Ｃｈｅｃｋ） |  | | エ | 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Ａｃｔｉｏｎ） |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(18)  (第2の3の2(21)③準用) |
|  | ※　情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。 |  | 平18-0331005  第2の5(18)  (第2の3の2(21)③準用) |
| ２１　生産性向上推進体制加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | | １００単位 | | | ア | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（「委員会」という。）において、次（ａ～ｄ）に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している | |  | | ａ | 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 | |  | | ｂ | 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 | |  | | ｃ | 介護機器の定期的な点検 | |  | | ｄ | 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 | |  | | イ | アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある | |  | | ウ | 介護機器を複数種類活用している | |  | | エ | アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認する | |  | | オ | 事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告する | |  | | 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | | １０単位 | | | ア | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（「委員会」という。）において、次（ａ～ｄ）に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している | |  | | ａ | 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 | |  | | ｂ | 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 | |  | | ｃ | 介護機器の定期的な点検 | |  | | ｄ | 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 | |  | | イ | 介護機器を活用している | |  | | ウ | 事業年度ごとにア及びイの取組に関する実績を厚生労働省に報告する | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4カ  平18厚告128  別表2ヌ  平27厚告95  第56号の2  第125号の2  (第37号の3準用) |
|  | ②　委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315　5 |
|  | ③　委員会は３月に１回以上開催していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315　5 |
|  | ④　委員会における検討に基づき実施された取組により業務効率化が図られた場合、その効率化された時間は、介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する取組に優先して充てていますか。   |  | | --- | | 優先して充てる介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する取組内容 | |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315　5 |
|  | ⑤　委員会において、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認する「利用者の安全及びケアの質の確保」について、次に掲げる事項を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認する |  | | イ | 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討する |  | | ウ | 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討する |  | | エ | 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討する |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  5(1) |
|  | ⑥　委員会において、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認する「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について、実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次のアからウまでの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 |  | | イ | 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 |  | | ウ | 休憩時間及び時間外勤務等の状況 |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  5(2) |
|  | ⑦　委員会において、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認する「介護機器の定期的な点検」について、次に掲げるア及びイの事項を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設ける |  | | イ | 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行う |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  5(3) |
|  | ⑧　委員会において、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認する「業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修」について、次に掲げる事項を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に実施する |  | | 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を算定するにあたっての追加事項 | | | | イ | 職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に実施する |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  5(4) |
|  | ⑨　加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、以下のアからウの介護機器を全て使用していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 見守り機器 |  | | イ | インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器も含む。） |  | | ウ | 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。） |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  3(1) |
|  | ※　見守り機器とは、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいいます。 |  | 令6老高0315  3(1) |
|  | ⑩　加算（Ⅱ）を算定するに当たっては、以下のアからウに掲げる介護機器のうち、１つ以上使用していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 見守り機器 |  | | イ | インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器も含む。） |  | | ウ | 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。） |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  3(2) |
|  | ⑪　見守り機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーを配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  3(1) |
|  | ※　機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められます。 |  | 令6老高0315  3(1) |
|  | ⑫　加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、見守り機器は全ての居室に設置し、全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態となっていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  3(1) |
|  | ⑬　インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  3(1)(2) |
|  | ⑭　加算（Ⅰ）を算定するに当たっては、業務内容の明確化や見直しを行い、以下のような職員間の適切な役割分担を実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化する |  | | イ | 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設ける |  | | ウ | いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組）を行う |  | | エ | 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注する |  | | オ | その他委員会において、現場の状況に応じた必要な対応  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  4 |
|  | ⑮　加算（Ⅰ）を算定する場合には、次のアからオの事項について、事業年度毎に１回、生産性向上の取組に関する実績として、原則としてオンラインにより厚生労働省（提出されたデータについては、厚生労働省のほか指定権者においても確認ができるものとする）に当該事項の結果を提出していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の満足度等の評価 |  | | イ | 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査 |  | | ウ | 年次有給休暇の取得状況の調査 |  | | エ | 介護職員の心理的負担等の評価 |  | | オ | 機器の導入等による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査 |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  6 |
|  | ⑯　加算（Ⅱ）を算定する場合には、次のアからウの事項について、事業年度毎に１回、生産性向上の取組に関する実績として、原則としてオンラインにより厚生労働省（提出されたデータについては、厚生労働省のほか指定権者においても確認ができるものとする）に当該事項の結果を提出していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者の満足度等の評価 |  | | イ | 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査 |  | | ウ | 年次有給休暇の取得状況の調査 |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老高0315  6 |
|  | ⑰　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は生産性向上推進体制加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合においては、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は生産性向上推進体制加算（Ⅱ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4カ  平18厚告128  別表2ヌ |
| ２２－１　サービス提供体制強化加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、小規模多機能型居宅介護費については１月につき、短期利用居宅介護費については１日につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | | 小規模多機能型居宅介護費 | ７５０単位 | | | 短期利用居宅介護費 | ２５単位 | | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している | | |  | | イ | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する | | |  | | ウ | 次（ａ又はｂ）のいずれかに適合する | | |  | | ａ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上である | | | 割合  　　　％ | | ｂ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上である | | | 割合  　　　％ | | エ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | | |  | | サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | | 小規模多機能型居宅介護費 | ６４０単位 | | | 短期利用居宅介護費 | ２１単位 | | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している | | |  | | イ | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する | | |  | | ウ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上である | | | 割合  　　　％ | | エ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | | |  | | サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | | 小規模多機能型居宅介護費 | ３５０単位 | | | 短期利用居宅介護費 | １２単位 | | | ア | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している | | |  | | イ | 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する | | |  | | ウ | 次（ａ～ｃ）のいずれかに適合する | | |  | | ａ | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上である | | | 割合  　　　％ | | ｂ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の６０以上である | | | 割合  　　　％ | | ｃ | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上である | | | 割合  　　　％ | | エ | 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない | | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヨ  平18厚告128  別表2ル  平27厚告95  第57号  第126号 |
|  | ②　小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画について、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の次に掲げる項目等を定めた計画を策定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 目標 |  | | イ | 内容 |  | | ウ | 研修期間 |  | | エ | 実施時期 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)①準用) |
|  | ③　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」は、当該事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ※　実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。 |  | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ④　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」の開催状況については、その概要を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ⑤　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」は、おおむね１月に１回以上開催されていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ※　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ⑥　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」として、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者のＡＤＬや意欲 |  | | イ | 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 |  | | ウ | 家庭環境 |  | | エ | 前回のサービス提供時の状況 |  | | オ | その他サービス提供に当たって必要な事項 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)②準用) |
|  | ⑦　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)④準用) |
|  | ⑧　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)④準用) |
|  | ⑨　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)⑥準用) |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の2(20)⑦準用) |
|  | ⑩　同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18-0331005  第2の5(20)  (第2の4(20)②準用) |
|  | ※　小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれますが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えありません。 |  | 平18-0331005  第2の5(20)② |
|  | ⑪　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅲ）のいずれかの加算を算定している場合において、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅲ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4ヨ  平18厚告128  別表2ル |
| ２３　介護職員等処遇改善加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | | １４．９％ | | | ア | 介護職員その他の職員の賃金改善について、次（ａ、ｂ）に掲げる基準のいずれにも適合している | |  | | ａ | 仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | |  | | ｂ | 経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上である  ※　ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | |  | | イ | 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | |  | | ウ | イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている | |  | | エ | 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する  ※　ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出る | |  | | オ | 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告する | |  | | カ | 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない | |  | | キ | 労働保険料の納付が適正に行われている | |  | | ク | 次（ｃ～ｈ）に掲げる基準のいずれにも適合する | |  | | ｃ | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている | |  | | ｄ | ｃの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ｅ | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している | |  | | ｆ | ｅについて、全ての介護職員に周知している | |  | | ｇ | 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている | |  | | ｈ | ｇについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ケ | ウの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している | |  | | コ | ケの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | |  | | サ | サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ている | |  | | 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | | １４．６％ | | | ア | 介護職員その他の職員の賃金改善について、次（ａ、ｂ）に掲げる基準のいずれにも適合している | |  | | ａ | 仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | |  | | ｂ | 経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上である  ※　ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない | |  | | イ | 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | |  | | ウ | イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている | |  | | エ | 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する  ※　ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出る | |  | | オ | 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告する | |  | | カ | 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない | |  | | キ | 労働保険料の納付が適正に行われている | |  | | ク | 次（ｃ～ｈ）に掲げる基準のいずれにも適合する | |  | | ｃ | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている | |  | | ｄ | ｃの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ｅ | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している | |  | | ｆ | ｅについて、全ての介護職員に周知している | |  | | ｇ | 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている | |  | | ｈ | ｇについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ケ | ウの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している | |  | | コ | ケの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している | |  | | 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | | １３．４％ | | | ア | 仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | |  | | イ | 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | |  | | ウ | イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている | |  | | エ | 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する  ※　ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出る | |  | | オ | 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告する | |  | | カ | 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない | |  | | キ | 労働保険料の納付が適正に行われている | |  | | ク | 次（ｃ～ｈ）に掲げる基準のいずれにも適合する | |  | | ｃ | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている | |  | | ｄ | ｃの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ｅ | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している | |  | | ｆ | ｅについて、全ての介護職員に周知している | |  | | ｇ | 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている | |  | | ｈ | ｇについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ケ | ウの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している | |  | | 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | | １０．６％ | | | ア | 仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる | |  | | イ | 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている | |  | | ウ | イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている | |  | | エ | 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する  ※　ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出る | |  | | オ | 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告する | |  | | カ | 算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない | |  | | キ | 労働保険料の納付が適正に行われている | |  | | ク | 次（ｃ～ｆ）に掲げる基準のいずれにも適合する | |  | | ｃ | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている | |  | | ｄ | ｃの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している | |  | | ｅ | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している | |  | | ｆ | ｅについて、全ての介護職員に周知している | |  | | ケ | ウの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平18厚告126  別表4タ  平18厚告128  別表2ヲ  平27厚告95  第58号  (第48号準用) |
|  | ※　新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数１０年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。）に重点的に配分することとしますが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとします。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこととします。 |  | 令6老0315  2(2) |
|  | ②　キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）として、次のアからウまでを全て満たしていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ア | 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている | |  | | イ | アに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている | |  | | ウ | ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している | |  | | 明確な根拠規程（例：就業規則第○条） | |  | | | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)③ |
|  | ※　常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えありません。 |  | 令6老0315  3(1)③ |
|  | ③　キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）として、次のア及びイを満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している |  | | ａ | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴ等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う |  | | ｂ | 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施する |  | | イ | アについて、全ての介護職員に周知している |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)④ |
|  | ※　「介護職員と意見を交換しながら」とは、様々な方法により、可能な限り多くの介護職員の意見を聴く機会（例えば、対面に加え、労働組合がある場合には労働組合との意見交換のほか、メール等による意見募集を行う等）を設けるように配慮することが望ましいです。 |  | 介護職員等処遇改善加算等Q&A(第2版)  問4-2 |
|  | ※　「資質向上のための目標」については、事業者において、運営状況や介護職員のキャリア志向等を踏まえ適切に設定してください。  なお、例示するとすれば次のようなものが考えられます。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術･能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること | | イ | 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率の向上 | |  | 介護職員等処遇改善加算等Q&A(第2版)  問4-3 |
|  | ※　「資質向上のための計画」については、特に様式や基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定してください。また、計画期間等の定めは設けておらず、必ずしも賃金改善実施期間と合致していなくともよいものです。 　例示するとすれば次のようなものが考えられますが、これに捉われず、様々な計画の策定をしていただき、介護職員の資質向上に努めてください。  　研修計画   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 研修テーマ | 対象者 | ４月 | … | ３月 | | ヒヤリハット事例への対応 | 全職員 |  |  |  | | 基本的な接遇・マナーの理解 | 初任職員 |  |  | 実施予定時期にチェックを入れる | | 認知症の方への理解 | 中堅職員 |  |  |  | | 介護保険でできること、できないこと | 全職員 |  |  |  | | 基本的な防火対策の理解 | 全職員 |  |  |  | | 感染症への理解 | 全職員 |  |  |  | | 法令遵守の理解 | リーダー職員 |  |  |  | | サービス計画の策定 | リーダー職員 |  |  |  |   その他の計画  　○採用１～２年目の介護職員に対し、３年以上の経験者を担当者として定め、日常業務の中での技術指導・業務に対する相談を実施する  　○月１回のケアカンファレンス、ケース検討の実施（希望者）  　○他事業者との交流の実施（年３回）  　○都道府県が実施する研修会への希望（希望者） |  | 介護職員等処遇改善加算等Q&A(第2版)  問4-4 |
|  | ※　「介護職員の能力評価」とは、個別面談等を通して、例えば、職員の自己評価に対し、先輩職員・サービス担当責任者・ユニットリーダー・管理者等が評価を行う手法が考えられます。 　なお、こうした機会を適切に設けているのであれば、必ずしも全ての介護職員に対して評価を行う必要はありませんが、介護職員が業務や能力に対する自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認しあうことは重要であり、趣旨を踏まえ適切に運用してください。 |  | 介護職員等処遇改善加算等Q&A(第2版)  問4-5 |
|  | ④　キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）として、次のア及びイを満たしていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ア | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている（具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みである） | |  | | ａ | 経験に応じて昇給する仕組み  ・・・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること | |  | | ｂ | 資格等に応じて昇給する仕組み  ・・・介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | |  | | ｃ | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  ・・・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 | |  | | イ | アの内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している | |  | | 明確な根拠規程（例：就業規則第○条） | |  | | | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)⑤ |
|  | ※　常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記イの要件を満たすこととしても差し支えありません。 |  | 令6老0315  3(1)⑤ |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としていますが、昇給に関する内容を含めることまでは求めていないものです。一方、キャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としています。 |  | 介護職員等処遇改善加算等Q&A(第2版)  問4-6 |
|  | ⑤　新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、次に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、また、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うちチ又はツは必須）を実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 入職促進に向けた取組 | | | | ア | 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |  | | イ | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 |  | | ウ | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 |  | | エ | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |  | | 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | | | | オ | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |  | | カ | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 |  | | キ | エルダー・メンター制度等導入 |  | | ク | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |  | | 両立支援・多様な働き方の推進 | | | | ケ | 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 |  | | コ | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |  | | サ | 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている |  | | シ | 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている |  | | 腰痛を含む心身の健康管理 | | | | ス | 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 |  | | セ | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 |  | | ソ | 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 |  | | タ | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |  | | 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | | | | チ | 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行っている |  | | ツ | 現場の課題の見える化を実施している |  | | テ | ５Ｓ活動等の実践による職場環境の整備を行っている |  | | ト | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている |  | | ナ | 介護ソフト、情報端末の導入 |  | | ニ | 介護ロボット又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器の導入 |  | | ヌ | 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う |  | | ネ | 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 |  | | やりがい・働きがいの醸成 | | | | ノ | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |  | | ハ | 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 |  | | ヒ | 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 |  | | フ | ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)⑧ |
|  | ⑥　新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、次に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、また、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２つ以上の取組を実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 入職促進に向けた取組 | | | | ア | 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |  | | イ | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 |  | | ウ | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 |  | | エ | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |  | | 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | | | | オ | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |  | | カ | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 |  | | キ | エルダー・メンター制度等導入 |  | | ク | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |  | | 両立支援・多様な働き方の推進 | | | | ケ | 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 |  | | コ | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |  | | サ | 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている |  | | シ | 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている |  | | 腰痛を含む心身の健康管理 | | | | ス | 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 |  | | セ | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 |  | | ソ | 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 |  | | タ | 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |  | | 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | | | | チ | 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行っている |  | | ツ | 現場の課題の見える化を実施している |  | | テ | ５Ｓ活動等の実践による職場環境の整備を行っている |  | | ト | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている |  | | ナ | 介護ソフト、情報端末の導入 |  | | ニ | 介護ロボット又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器の導入 |  | | ヌ | 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う |  | | ネ | 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 |  | | やりがい・働きがいの醸成 | | | | ノ | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |  | | ハ | 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 |  | | ヒ | 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 |  | | フ | ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  | | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)⑧ |
|  | ※　生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、ネの取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとします。 |  | 令6老0315  3(1)⑧ |
|  | ⑦　新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 令6老0315  3(1)⑧ |
|  | ※　当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表してください。 |  | 令6老0315  3(1)⑧ |
| 第９　その他 | | | |
| １　業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を整備していますか。 | いる  　いない | 法第115条の32  第1項 |
|  | ②　業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | 届出年月日 | 年　　月　　日 | | 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者 |  | | いる  　いない | 法第115条の32  第2項 |
|  | ※　事業者が整備する業務管理体制   |  | | --- | | 指定を受けている事業所又は施設の数が１以上２０未満の事業者 | | 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。 | | 指定を受けている事業所又は施設の数が２０以上１００未満の事業者 | | 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 | | 指定を受けている事業所又は施設の数が１００以上の事業者 | | 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 | |  | 施行規則  第140条の39 |
|  | ③　法令遵守の考え方（方針）を定めていますか。   |  | | --- | | 法令遵守の考え方（方針） | |  |   ※（例）介護保険サービスを担う事業者として法令を遵守し、適切な人員配置や設備により利用者に適切なサービス提供を行う。 | いる  　いない |  |
|  | ④　法令遵守の考え方（方針）について職員に周知していますか。 | いる  　いない |  |
|  | ⑤　法令遵守について、以下のような具体的な取組を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 介護報酬の請求等のチェックを実施 |  | | イ | 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取る |  | | ウ | 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図る |  | | エ | 法令遵守についての研修を実施する |  | | オ | 法令遵守規程を整備する |  | | カ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  | | いる  　いない |  |
|  | ⑥　法令遵守の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる  　いない |  |